

田辺市総合事業単位表(第1号訪問事業)
訪問型生活支援サービス(訪問型サービスA) サービスコード表

要綱第4条第1項第1号

コード表		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A3	1001	訪問型生活支援サービス費	概ね40～60分程度の生活支援	140単位	1回につき
A3	1002	訪問型生活支援サービス費・二割負担	概ね40～60分程度の生活支援	140単位	
A3	1003	訪問型生活支援サービス費・三割負担	概ね40～60分程度の生活支援	140単位	
A3	4101	初回加算	200単位加算（1月） ※生活援助従事者研修の修了者が身体介護を行った場合には算定しない。	200単位	1月につき
A3	4102	初回加算	200単位加算（1月） ※生活援助従事者研修の修了者が身体介護を行った場合には算定しない。	200単位	
A3	4103	初回加算	200単位加算（1月） ※生活援助従事者研修の修了者が身体介護を行った場合には算定しない。	200単位	

市指定の研修受講を必須

田辺市総合事業単位表(第1号訪問事業)
訪問型乗降介助サービス(訪問型サービスD) サービスコード表

要綱第4条第1項第1号

コード表		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A3	1101	訪問型乗降介助サービス費	通院等乗降介助に準じる 99単位（片道 1日2回まで） ※認定調査票・主事意見書のいずれも障害老人自立度がA1以上であり、車両等への乗降介助が必要と認められるものに限る	99単位	1回につき
A3	1102	訪問型乗降介助サービス費・二割負担	通院等乗降介助に準じる 99単位（片道 1日2回まで） ※認定調査票・主事意見書のいずれも障害老人自立度がA1以上であり、車両等への乗降介助が必要と認められるものに限る	99単位	
A3	1103	訪問型乗降介助サービス費・三割負担	通院等乗降介助に準じる 99単位（片道 1日2回まで） ※認定調査票・主事意見書のいずれも障害老人自立度がA1以上であり、車両等への乗降介助が必要と認められるものに限る	99単位	
A3	4001	初回加算	200単位加算（1月） ※生活援助従事者研修の修了者が身体介護を行った場合には算定しない。	200単位	1月につき
A3	4002	初回加算	200単位加算（1月） ※生活援助従事者研修の修了者が身体介護を行った場合には算定しない。	200単位	
A3	4003	初回加算	200単位加算（1月） ※生活援助従事者研修の修了者が身体介護を行った場合には算定しない。	200単位	

既存乗降介助実施事業所を想定